

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和3年6月30日

水曜日

号外

目次

条 例	
○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	1
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	2
○富山県税条例等の一部を改正する条例	19
○富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	22
○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	32

~~~~~

## 条 例

~~~~~

富山県附属機関条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例等の一部を改正する条例、富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第50号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県特定調達苦情検討委員会の項中「であって、」の次に「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された」を加え、「政府調達に関する協定を改正する議定書」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務課)

富山県条例第51号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の178の7の項を同表の178の13の項とし、同表の178の4の項から178の6の項までを6項ずつ繰り下げ、同表の178の3の項の次に次のように加える。

178の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料	11,000円
178の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携薬局認定更新申請手数料	11,000円
178の6 医薬品、医療機器等の品	専門医療機関連携	11,000円

<p>質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査</p>	<p>薬局認定申請手数料</p>	
<p>178の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料</p>	<p>11,000円</p>
<p>178の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第228号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付</p>	<p>地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局認定証書換え交付手数料</p>	<p>2,000円</p>
<p>178の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に</p>	<p>地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局認定証再交付手数料</p>	<p>2,900円</p>

関する政令（令和2年政令第228号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付		
--	--	--

別表第1の184の項から186の項までを次のように改める。

184	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第1号）第1条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	保管のみを行う医薬品製造所に係る登録申請手数料 保管のみを行う医薬部外品製造所に係る登録申請手数料 保管のみを行う化粧品製造所に係る登録申請手数料	28,900円 28,900円 28,900円
185及び186	削除		

別表第1の190の3の項中「許可に関する証明書」を「許可証」に改め、同項を同表の190の5の項とし、同表の190の2の項中「許可に関する証明書」を「許可証」に改め、同項を同表の190の4の項とし、同表の190の項の次に次の

ように加える。

<p>190の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第1号）第1条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第2項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬品の区分適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号）第2条第3号に規定する製造工程区分に係る調査 141,100円に1製造販売業者ごとに10,000円及び1品目ごとに2,170円を加えた額</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第2条第4号に規定する製造工程区分に係る調査 89,400円に1製造販売業者ごとに10,000円及び1品目ごとに1,070円を加えた額</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及</p>
--	-------------------------	---

		<p>び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第2条第5号に規定する製造工程区分に係る調査 42,800円に1製造販売業者ごとに10,000円及び1品目ごとに360円を加えた額</p> <p>(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第2条第6号に規定する製造工程区分に係る調査 42,800円に1製造販売業者ごとに10,000円及び1品目ごとに360円を加えた額</p>
	<p>医薬部外品の区分 適合性調査申請手 数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定</p>

める省令第2条第3号に規定する製造工程区分に係る調査
107,200円に1製造販売業者ごとに
10,000円及び1品目ごとに2,170円を加えた額

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第2条第4号に規定する製造工程区分に係る調査
74,900円に1製造販売業者ごとに10,000円及び1品目ごとに1,070円を加えた額

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第2条第5号に規定する製造工程区分に係る調査
40,300円に1製造販売業者ごとに10,000円及び1品目ごとに360円を加えた額

		<p>(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令第2条第6号に規定する製造工程区分に係る調査 40,300円に1製造販売業者ごとに10,000円及び1品目ごとに360円を加えた額</p>
<p>190の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第1号）第1条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品の変更計画の承認時の適合性確認申請手数料</p>	<p>(1) 製造所に係る確認次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第3号の許可の区分に係るもの 71,000円 イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の許可の区分に係るもの 38,900円 ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効</p>

		<p>性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の許可の区分に係るもの 18,100円</p> <p>(2) 保管のみを行う医薬品製造所に係る確認 18,100円</p> <p>(3) 製造所以外の施設であって、医薬品の試験検査を行うものに係る確認 18,100円</p>
	<p>医薬部外品の変更(1) 製造所に係る確認計画の確認時の適合性確認申請手数料</p>	<p>(1) 製造所に係る確認次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第3号の許可の区分に係るもの 50,200円</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の許可の区分に係るもの 29,500円</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効</p>

		性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の許可の区分に係るもの 13,700円
		(2) 保管のみを行う医薬部外品製造所に係る確認 13,700円
		(3) 製造所以外の施設であって、医薬部外品の試験検査を行うものに係る確認 13,700円

別表第1の191の項及び192の項中「許可に関する証明書」を「許可証」に改める。

第2条 富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の178の2の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表の178の3の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表の178の4の項から178の7の項までの規定中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の」を削り、同表の178の8の項及び178の9の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第228号）第2条の規定による改正後の」を削り、同表の178の12の項及び178の13の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表の180の項中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3

項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、同表の181の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表の182の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、同表の183の項中「第13条第6項」を「第13条第8項」に、「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、同表の184の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第1号）第1条の規定による改正後の」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の」を削り、同表の185の項及び186の項を次のように改める。

185 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器	保管のみを行う医薬品製造所に係る登録更新申請手数料	20,200円
等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第4項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造工程のうち	保管のみを行う医薬部外品製造所に係る登録更新申請手数料	20,200円
保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	保管のみを行う化粧品製造所に係る登録更新申請手数料	20,200円

	料	
186	削除	

別表第1の188の2の項中「同条第13項」を「同条第15項」に改め、「。）」の次に「又は第9項」を加え、「第26条第1項第3号の許可の区分に係るもの50,200円」を「第25条第1項第3号の許可の区分に係るもの71,000円」に、「第26条第1項第4号の許可の区分に係るもの29,500円」を「第25条第1項第4号の許可の区分に係るもの38,900円」に、「第26条第1項第5号の許可の区分に係るもの13,700円」を「第25条第1項第5号の許可の区分に係るもの18,100円」に、

「		(2) 製造所以外の施設であって、医薬品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円
		」

を

「		(2) 保管のみを行う医薬品製造所に係る調査 18,100円
		(3) 製造所以外の施設であって、医薬品の試験検査を行うものに係る調査 18,100円
		」

に、「医薬品の製造販売承認取得後の定期調査に係る適合性調査申請手数料」を「医薬品の製造販売承認取得後の定期調査又は厚生労働大臣若しくは知事が必要があると認めるときの調査に係る適合性調査申請手数料」に、「第26条第1項第3号の許可の区分に係るもの107,200円」を「第25条第1項第3号の許可の区分に係るもの141,100円」に、「第26条第1項第4号の許可の区分に係るもの74,900円」を「第25条第1項第4号の許可の区分に係るもの89,400円」に、

「第26条第1項第5号の許可の区分に係るもの 40,300円」を「第25条第1項第5号の許可の区分に係るもの 42,800円」に、

	(2) 製造所以外の施設であって、医薬品の試験検査を行うもの に係る調査 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額
--	---

を

	(2) 保管のみを行う医薬品製造所に係る調査 42,800円に1品目ごとに360円を加えた額 (3) 製造所以外の施設であって、医薬品の試験検査を行うもの に係る調査 42,800円に1品目ごとに360円を加えた額
--	---

に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に、

	(2) 製造所以外の施設であって、医薬部外品の試験検査を行うもの に係る調査 13,700円
--	---

を

	<p>(2) 保管のみを行う医薬部外品製造所に係る調査 13,700円</p> <p>(3) 製造所以外の施設であって、医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円</p>
--	--

に、「医薬部外品の製造販売承認取得後の定期調査に係る適合性調査申請手数料」を「医薬部外品の製造販売承認取得後の定期調査又は厚生労働大臣若しくは知事が必要があると認めるときの調査に係る適合性調査申請手数料」に、

	<p>(2) 製造所以外の施設であって、医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額</p>
--	--

を

	<p>(2) 保管のみを行う医薬部外品製造所に係る調査 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額</p> <p>(3) 製造所以外の施設であって、医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額</p>
--	--

に改め、同表の189の項及び190の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表の190の2の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第1号）第1条の規定による改正後の」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の」を削り、同表の190の3の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第1号）第1条の規定による改正後の」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の」を削り、「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に改め、同表の192の13の項を同表の192の17の項とし、同表の192の12の項を同表の192の16の項とし、同表の192の11の項中「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に改め、同項を同表の192の15の項とし、同表の192の10の項を同表の192の14の項とし、同表の192の4の項から192の9の項までを4項ずつ繰り下げ、同表の192の3の項中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同項を同表の192の7の項とし、同表の192の2の項を同表の192の6の項とし、同表の192の項の次に次のように加える。

192の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の4第1項の規定に基づく保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付	保管のみを行う製造所に係る登録証書換え交付手数料	2,000円
192の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の5第1項の規定に基づく保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付	保管のみを行う製造所に係る登録証再交付手数料	3,000円

192の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第1項の規定に基づく基準確認証の書換え交付	医薬品又は医薬部外品の基準確認証書換え交付手数料	2,000円
192の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の5第1項の規定に基づく基準確認証の再交付	医薬品又は医薬部外品の基準確認証再交付手数料	3,000円

別表第1の196の5の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表の196の7の項中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同表の196の8の項中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同表の196の10の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表の196の11の項中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に、

	(2) 製造所以外の施設であって、輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円
--	---

を

	(2) 保管のみを行う医薬品製造所に係る調査 13,700円 (3) 製造所以外の施設であって、輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円
--	---

に、

「

(2) 製造所以外の施設
であって、輸出用医
薬品の試験検査を行
うものに係る調査
40,300円に1品目ご
とに360円を加えた
額

を

「

(2) 保管のみを行う医
薬品製造所に係る調
査 40,300円に1品
目ごとに360円を加
えた額
(3) 製造所以外の施設
であって、輸出用医
薬品の試験検査を行
うものに係る調査
40,300円に1品目ご
とに360円を加えた
額

に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に、

「

(2) 製造所以外の施設
であって、輸出用医
薬部外品の試験検査
を行うものに係る調
査 13,700円

を

	<p>(2) 保管のみを行う医薬部外品製造所に係る調査 13,700円</p> <p>(3) 製造所以外の施設であって、輸出用医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円</p>
--	---

に、

	<p>(2) 製造所以外の施設であって、輸出用医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額</p>
--	---

を

	<p>(2) 保管のみを行う医薬部外品製造所に係る調査 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額</p> <p>(3) 製造所以外の施設であって、輸出用医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額</p>
--	---

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第1条の規定（別表第1の190の2の項及び190の3の項の改正規定（「許可に関する証明書」を「許可証」に改める部分に限る。）並びに191の項及び192の項の改正規定を除く。） 令和3年7月1日

(3) 第2条の規定 令和3年8月1日

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、第2条の規定による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財政課)

富山県条例第52号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第1条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第47条第13項中「第3条の3の3第1項」を「第3条の3の3第4項」に改め、同条第17項中「第3条の3の3第2項」を「第3条の3の3第5項」に改め、同条第18項中「第3条の3の3第3項」を「第3条の3の3第6項」に、「第3条の3の3第4項」を「第3条の3の3第7項」に改め、同条第24項中「第3条の3の3第5項」を「第3条の3の3第8項」に改める。

第51条の25第2項中「の金額」の次に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第52条第1項第3号中「及び同項第14号」を「、同項第14号」に改め、「発電事業等」という。）の次に「及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第58条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

(富山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富山県税条例の一部を改正する条例(令和2年富山県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、富山県税条例第47条第5項の改正規定中「第53条第40項から第42項まで」を「第53条第48項から第50項まで」に改め、同条第9項の改正規定中「第53条第46項各号」を「第53条第54項各号」に改め、同条第10項の改正規定中「第53条第47項」を「第53条第55項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富山県税条例第47条の改正規定及び第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中富山県税条例第52条及び第58条の改正規定並びに附則第3条の規定
令和4年4月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例(次条において「新条例」という。)第51条の25第2項の規定は、令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号。以下この条において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例第52条及び第58条の規定は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(税務課)

富山県条例第53号

富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県生活保護法等に基づく保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新条例」という。)第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第18条第2項(新条例第26条、第32条(新条例第40条において準用する場合を含む。))及び第38条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(厚生企画課)

富山県条例第54号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例の一部改正)

第1条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準
（第196条—第200条）」

を

「第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準
（第196条—第200条）」

第17章 雑則（第201条）」

に改める。

第200条第1項中「「特例介護給付費」」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」」に改める。

本則に次の1章を加える。

第17章 雑則

（電磁的記録等）

第201条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第131条、第131条の4、第141条、第141条の4、第154条、第167条、第172条、第176条、第176条の12、第176条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第141条、第141条の4、第154条、第167条、第172条、第176条、第176条の12、第176条の20、第193条、第193条の11、第193条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4に

において準用する場合を含む。)、第182条第1項(第193条の11及び第193条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準(第11条—第62条)」を
「第3節 運営に関する基準(第11条—第62条) に改める。
第3章 雑則(第63条)」

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第63条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項、第16条及び次項

に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第76号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 多機能型に関する特例(第88条—第90条)」を
「第9章 多機能型に関する特例(第88条—第90条)
第10章 雑則(第91条) 」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行う

ことができる。

- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第24条 センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第22条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第47条）」を

「第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第47条）

に改める。

第3章 雑則（第48条）

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第48条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14章 児童家庭支援センター（第110条—第112条）」を

「第14章 児童家庭支援センター（第110条—第112条）

に改める。

第15章 雑則（第113条）

第82条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、第1項各号に掲げる施設又は場合の区分に応じ、それぞれ当該各号

に定める職員を置かないことができる。

本則に次の1章を加える。

第15章 雑則

(電磁的記録)

第113条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第72号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 多機能型事業所に関する特例(第90条—第92条)」を「第7章 多機能型事業所に関する特例(第90条—第92条) 第8章 雑則(第93条)」に改める。

第6条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7条第7項中「及び第4項第1号」を「第4項第1号及び次項」に改める。

第73条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第93条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同

じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項及び第18条(これらの規定を第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準(第55条—第58条)」を
「第3節 運営に関する基準(第55条—第58条) に改める。
第4章 雑則(第59条)」

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第59条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)

で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び第15条第1項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第200条第1項の改正規定、第7条中富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第82条第4項ただし書の改正規定、第8条中富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第5項、第7条第7項及び第73条第5項の改正規定並びに第10条の規定は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)

富山県条例第55号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表小矢部川第二発電所の項中「11,400」を「11,800」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(企・電気課)